

○ 港灣法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 港灣法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">第二章 特定用途港灣施設等</p> <p style="text-align: center;">（特定港灣管理者に対する貸付金の金額）</p> <p>第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特定国際コ ンテナ埠頭を構成する港灣施設の建設又は改良に要する費用に充てる資 金として特定港灣管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金 額とする。</p> <p style="text-align: center;">（貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用）</p> <p>第十条 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付 け及び同項の国の貸付けに係る特定港灣管理者の貸付けについて準用す る。この場合において、これらの規定中「港灣管理者」とあるのは「特 定港灣管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける 認定運業者」と、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第八号、第 九号、第十一号及び第十二号中「特定用途港灣施設」とあるのは「特定 国際コンテナ埠頭を構成する港灣施設」と、同条第十号中「第二条各号 」とあるのは「法第五十条の四第一項第四号」と読み替えるものとする 。</p> <p>2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第二項において準用す</p>	<p style="text-align: center;">第二章 特定用途港灣施設</p> <p style="text-align: center;">第九条から第十一条まで 削除</p>

る法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける認定運営者」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

第十一条 削除

(管理委託の手續)

第十七条の二 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供することをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をすることを含む。以下第十七条の十までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかななければならない。

一～六 (略)

(管理委託の手續)

第十七条の二 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供することをいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事をすることを含む。以下第十七条の十までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかななければならない。

一～六 (略)